

ハンドブックの発行にあたって

これからの子どもたちには、思考力・基礎力・実践力の三層構造を有機的に関連付ける「21世紀型能力」を「生きる力」の育成に生かすことが求められています。学校図書館はそういった学びの場として大きな役割を担っており、折しも、平成26年には学校図書館法が改正され、それまで法的根拠のなかった学校司書の配置や研修の努力義務が明記されました。とはいえ、学校司書も含めた学校図書館関係職員の経験の違いなどから、学習支援面での活用状況に差が見られるとともに、近年、中高生の読書離れ、図書館離れが進んでいます。

そうした中、鳥取県教育委員会では、平成27年度に学校図書館の活用により児童生徒の主体的な学ぶ力を育成するために「学校図書館支援センター」を鳥取県立図書館内に設置するとともに、就学前から高等学校まで一貫した見通しをもった学校図書館活用教育のあり方を示す「とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン」を策定しました。

これを受けて、県教育委員会では、学校図書館の機能や役割、司書教諭や学校司書の仕事や責任について、すべての教職員の理解が進み、学校図書館を活用した授業利用等が進むように学校図書館活用ハンドブック「つなげる・ひろげる・そだてる学校図書館」を作成しました。このハンドブックは、初めて司書教諭や学校司書になった人でも、学校図書館の基本的事柄や異校種での学校図書館活用の具体的な活動が理解でき、各学校での学校図書館運営ができるように内容を構成しています。

各学校の司書教諭と学校司書の皆さんには、この冊子を常に身近に置いて活用していただくとともに、異動や担当交代の際にも引継いで業務に役立てていただきたいと思います。

また、幼稚園・保育所・認定こども園の皆さんには、小学校以降の読書活動を含め学校図書館活用教育についての理解を深め、ご活用いただきますようお願いします。

すべての子どもたちが、学ぶ楽しさと充実感をもって日常的に学校図書館を活用し、課題を発見し解決できる大人へと成長していくことを願っています。

平成28年3月

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志